

## ○身延町総合計画条例

(平成28年9月15日条例第28号)

(目的)

第1条 この条例は、身延町総合計画(以下「総合計画」という。)の構成及び位置付け並びにその策定方針を明らかにするとともに、総合計画の策定等に関し必要な事項を定めることにより、総合計画の策定過程を明確にし、かつ、町民の理解と協力の下に総合計画を策定し、もって身延町(以下「町」という。)のまちづくりのための基本的な施策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 町の将来の長期的な展望の下に町政のあらゆる分野を対象とした総合的かつ計画的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本理念を示し、将来像を実現するために推進すべき目標をいう。
- (3) 基本計画 基本構想で定めた推進すべき目標の実現に向けて必要となる施策を分野別に体系的に明らかにした中期的な計画をいう。

(構成及び位置付け)

第3条 総合計画は、基本構想及び基本計画で構成する。

2 総合計画は、町の最上位の計画とし、町が別に策定する個別の行政分野に関する計画の策定又は変更にあたっては、総合計画との整合を図らなければならない。

(策定方針)

第4条 総合計画は、町の最上位の計画としての位置付けを踏まえ、総合的見地から策定されなければならない。

- 2 総合計画は、適切な計画期間を設定し、その時々地域の実情、社会経済情勢の変化等を踏まえ、これらに適合するように策定されなければならない。
- 3 総合計画は、町民の意見を十分に反映させるための必要な措置を講じた上で、町民との協働によって策定されなければならない。
- 4 前3項の規定は、総合計画の変更について準用する。

(諮問)

第5条 町長は、総合計画の策定又は変更にあたっては、あらかじめ、身延町総合計画審議会条例(平成17年身延町条例第5号)に規定する審議会に諮問するものとする。

(議会の議決)

第6条 町長は、基本構想を策定し、又は変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 町長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



○身延町総合計画の実施計画の作成及び進行管理に関する要綱

(平成29年7月18日訓令第2号)

改正 平成30年3月30日訓令第2号 平成31年3月28日訓令第3号  
令和4年3月25日訓令第3号

身延町総合計画の実施計画の作成及び進行管理に関する要綱(平成19年身延町訓令第25号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この訓令は、身延町総合計画条例(平成28年身延町条例第28号。以下「条例」という。)の規定に基づき策定された身延町総合計画(以下「総合計画」という。)を総合的かつ計画的に推進するため、実施計画の作成及び進行管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

2 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施計画 総合計画の基本構想に掲げる将来像の実現を図るため、基本計画に基づき具体的な事業計画及びその財源について取りまとめたものをいう。
- (2) PDCAサイクル 実施計画の進行状況の管理を適切に行い、その成果を高めるためのPlan(計画)-Do(実行)-Check(確認)-Action(行動)の4つで構成された行動プロセスをいう。
- (3) ローリング方式 実施計画を複数年にわたって実行する際に生じるずれを、定期的に修正していくことをいう。

(実施計画の作成方針)

第3条 実施計画の作成に当たっては、限られた財源のもと基本計画で定めた施策の優先度や実効性を見極め、本町行政の長期的展望に配慮するものとする。

(実施計画の期間)

第4条 実施計画の期間は、3年とする。

(実施計画の作成)

第5条 基本計画に定める施策を担当する課等は、毎年度において翌年度を初年度とする実施計画を作成するものとする。この場合において、複数の課等が担当する施策については、それぞれの課等において、実施計画を作成するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じて、担当課等以外の課等において、当該施策にかかる事業の実施計画を作成することができる。

(実施計画の提出等)

第6条 各課等の長は、議会において翌年度当初予算が成立したときは、速やかに当初予算を反映した実施計画を企画政策課長に提出するものとする。

2 企画政策課長は、前項の規定により提出された実施計画を取りまとめ、3月末日までに町長の決裁を受けるものとする。

(実施計画の進行状況の管理)

第7条 各課等の長は、PDCAサイクル及びローリング方式により、実施計画の進行状況の管理を行うものとする。

2 各課等の長は、毎年6月中旬までを目途に、各事業の前年度の実績を評価し、及び目標に対する達成状況(目標値を設けている事業については達成度)を把握し、並びに必要に応じて改善策を講ずる(次項において「評価等」という。)ものとする。

- 3 各課等の長は、評価等を行った結果を記載した実施計画を、6月末までを目途に、企画政策課長に提出するものとする。
- 4 企画政策課長は、前項の規定により提出された実施計画を取りまとめ、6月末日までに、町長の決裁を受けるものとする。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月28日訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月25日訓令第3号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の身延町総合計画の実施計画の作成及び進行管理に関する要綱 は、令和4年度分以後の実施計画について適用し、令和3年度分までの実施計画については、なお従前の例による。

---

# 身延町民憲章

私たちの郷土は、雄大な山なみに抱かれ、四季を通して緑と水とが織りなす美しい自然環境に恵まれています。古くから河内路の要衝として栄えた歴史と文化は、幾世代にわたって受け継がれ、今もなお郷土の中に脈々と息づいています。

私たちは、身延町民であることに誇りと自覚をもち、力を合わせて安らぎと活力にあふれた、開かれた町づくりを進めていかなければなりません。

このことをふまえて、ここに町民憲章を定めます。

- 一 ふるさとの自然を愛し、安らぎのある町をつくります。
- 一 心と体をきたえ、明るく健康な町をつくります。
- 一 仕事に励み、創意と活力あふれる町をつくります。
- 一 生涯を通して学びあい、香り高い文化の町をつくります。
- 一 助け合い、心のふれあうひらかれた町をつくります。

平成17年12月1日制定